

當局と協力して眞に我が帝國をして名實共に東亞の指導者たるの使命を完ふする爲めに道路交通の設備を完成し益々國力の伸暢を圖らねばならぬ。我道路改良會は此の秋に當り更らに一段の重任を負ふに至つたものと謂はなければならぬ。

## 道路政策の更新

青木精一

交通政策上道路の改良といふことは、正に時代の喫緊痛切なる要求となつて來て居ることは、自動車交通の異常なる發達を見ることのみを以ても之を知ることが出来るのである。況や經濟文化の發展と國民生活の複雑化等に鑑み、今や道路政策の上に一大革新を施すべき必要に迫られて來て居るのである。抑々道路改良事業は大正八年原内閣當時、内務省に於て道路會議の結果第一次道路改良計畫を樹立し爾來之に依りて國道府縣道の改良工事が着々施行せらるべき筈であつたが、中途財政其他の事情より豫定通りの進行を見ることが出来なかつたのである。尤も昭和六年以降兩三年來は他の事情に迫られ或は失業救濟産業振興農村振興或は時局匡救事業として、土木工事に相當の力を注がれて其實蹟稍見るべきものがあつたのであるが、今回内務大臣は交通情勢の變化に鑑み、更に道路政策上根本的に方針の立直しを期する爲に、土木會議を興し、同道路部會に道路改良に關する件を諮問する所あり、同會議は慎重審議の結果既に第二次道路改良計畫に關する答申案を議決する

に至つたのである。それに依れば、今後二十箇年に亘り、七億七千六百餘萬圓國費六億二千六百餘萬圓地方負擔金一億四千九百餘萬圓を以て國道特殊國道並に指定府縣道の改良工事を實施完成せんとするものである。而して國道に就て從來と其改良工事施行方針を異にする點は之を政府の直轄工事として路面工種を近代式鋪裝に改装せんとする點にある。國道路線は國內交通上當然幹線を成すものであつて是が工事の施行を今までのやうに府縣に委任して置いたのでは、統一的に所期の工事を進行するの困難なる事情がある。隨て何時迄も國道の國道たる機能を十分に發揮することを得ない憾みがあるので、今後は政府の直營事業とすることになつたのは固より當然のことではあるが、道路政策上の一大革新とも言ふべきである。然るに自分の見る所を以てすれば、國道に付て斯くする以上は從來の國道路線のみを以てしては現代に於ける交通幹線としての國道の機能を發揮せしむる上に於て未だ十分なりと言ふことは出来ない。此際道路法を改正して新に國道路線の追加又は變更を斷行するの必要があるのではないかと思ふ。即ち現在の國道は、其設定の當初に於ては東京を中心として、大體放射線的に重要地方に通ずるといふ趣旨であつたらうが、是は舊い時代の沿革に囚はれ過ぎて居る嫌ひがあつて必ずしも現代的の交通情勢に適合して居るものとは思はれない。そこで自分の理想を率直に言ふことを許されるなれば、從來の國道路線の外に、無論東京を中心として、更に府縣廳所在地から府縣廳所在地及び師團司令部所在地等を結び合はせる路線を、全國的に國道に編入し、且又今後設置さるべき國立公園等に通ずる幹線道路の如きも、當然國道に編入し

全面的に國道網を設定して之れが道路施設の實施を爲さなければならぬ。斯くして國道路線をして道路交通上の動脈的機能を發揮せしむるやうに道路政策を更新すべきではないかと思ふのである。而して斯の如く全國的に道路幹線の統一を期することこそ時代の進歩に適合するものであるのみならず之に依つて地方の負擔を相當に軽減せしむることが出来るのである。

次に指定府縣道の改良助成であるが今回道路部會の答申に依れば府縣道五千二百里中未改良に屬する四千四百二十里と改良濟なるも未鋪裝に屬する七百八十里とを改良せしめ、是が工事費七億千八百餘萬圓に對し、原則として其三分の一を補助することになるのである。而してその路面は、交通情勢に順應したる鋪裝を施すことを以て原則とし、交通頻繁ならざる個所に於ては砂利敷とすることに改良方針が樹てられたのである。右府縣道改良方針に於て、鋪裝工種を採用すること、工費三分の一補助の原則を確立した點などが大體從來と異なる所では亦府縣道改良上の一革新と言はなければならぬ。此三分の一補助率に付ては府縣の實情から見れば、地方としては尙ほより以上に補助率の多からんことを希望する向もないではなからうけれども、從來の第一次改良計畫に於ては三分の一補助すら原則としては認められてゐなかつたものを、今後は原則的に三分の一補助率を確立するに至つたのであるから先づ相當の奮發と見て然るべきであらう。加之今までは國道の改良費に於ても府縣に於て三分の一を負擔したものが、今後は政府の直轄工事となる結果、地方は此分の負擔も免れることになり、搗てゝ加へて原則的に府縣道三分の一の補助を得ることになつた

のであるから、此の點に於て地方の事情は相當に考慮せられたものと考へられるのである。更に府縣道の路面工種を、交通情勢に順應したる鋪裝工事を施すことを原則とした點は今後の交通情勢の變化を遠觀的に眺めて、重要府縣道の改良方針を樹てたものである。漫然今までの情性から考へると府縣道に鋪裝工種を採用するといふ如きは、贅澤過ぎるとの感を抱く者があるかも知れないが、今後十年、若くは二十年の將來を遠觀して交通情勢の變化を豫想する時に於て、何時までも重要府縣道を砂利敷の儘にして置くといふことは、決して時代の要求に適合する所以でない。住み好い環境を作るといふことが自治の本質であつて、一方國道は立派に鋪裝される。府縣道は埃りぼい砂利敷の儘にされて居るといふことは、地方民の心理作用から見ても決して穩當でないばかりでなく、交通産業、衛生、其他の點から考へても、せめて重要府縣道位には鋪裝工事を施すのが當然といふべきである。さればと言うて、往々地方に於て見られるやうに、左程に必要でもない所にまで立派な府縣道を施設したり、鋪裝道路を設けるといふやうな、一種の地方的情弊に對しては、嚴に戒めなければならぬ。

監督官廳に於ても、鋪裝工種を施すべき府縣道の認可に就ては、慎重の監督を要すべきは勿論である。最後に右の新計畫に依れば、前述の如く國道府縣道を通じて、今後二十箇年に亘り、國費六億二千六百餘萬圓を支出して、道路の改良工事を遂行するものであるが、然らば其財源如何といふ點に及ぶのであるが、道路改良に要する財源は、大正九年道路公債法の制定を見て、公債財源に依ることになつて居ることは、今更言ふ迄もない。併しながら斯の如く公債財源を認められて居りながらも種々の事情

に制せられて從來往々豫定通りに道路改良計畫の遂行を繼續達成することの出来なかつた場合のあつたことを甚だ遺憾とするものであるが、今や斯の如く第二道路改良計畫の確立を見た以上は、今は一定の方針に依り斷乎として之を遂行して、所定年度内に道路改良の完成を期すべき建前を定めて掛らなければならぬと思ふ。我國政治行政の缺陷として指摘すべき點は固より種々あらうが、一定の計畫方針を確立しても、内閣の更迭、又は時の事情に左右されて途中に於て計畫遂行の頓挫を來たして、遂に龍頭蛇尾に終るやうなことが、度々繰返されるのは誠に遺憾である。先づ此の弊害を矯正しなければならぬ計畫の樹立確定に當つては、充分之を慎重にし、その代り苟も遂行すべき計畫確定の上は、中途に於て種々なる情實に左右せらるゝことなく正直に勇敢に之を完成するといふ道義的信念に基礎を置かなくては、何事も達成することは出来ない。是れ爲政者の最も留意すべき事である。道路改良の如き國民生活上重要性を有する事實に於て、今後二十箇年に六億二千六百餘萬圓の國費を支出するといふ位のことには決して尨大無謀なる計畫といふべきでない。寧ろ極めて穩當なる立案と思はれるのであるからして、斯の如き最小限度の道路改良計畫に就ては、今後内閣更迭などの事情の爲に、復々之を龍頭蛇尾に終らしめる如きことのないやうにしなければならぬ。仍て主務大臣初め當局諸公は、本計畫確立實施に當つては、此點に十分の注意と信念とを以て善處せられむことを熱望して止まないのである。(十一月二十三日)